

令和6年度児童・生徒のボランティア活動普及事業協力校活動費助成金について

- 1 児童・生徒のボランティア活動普及事業活動費助成金（以下助成金）に関する期限
 - (1) 執行期限 令和6年12月末日
 - (2) 変更届（様式1-3）提出期限 令和6年 **10月末日**
 - (3) 令和6年度実績報告提出期限 令和7年 1月末日

2 助成金支出科目について

助成金の使途を明確化する為に、支出科目を諸謝金、委託料、賃借料、保険料に限定しています。原則上記科目以外は認められませんが、活動計画の内容で他の科目支出が必要な場合は、別途ボランティアセンターへご相談ください。

(支出例※) ①諸謝金

福祉教育に関する講話・講演等※の講師謝礼、外部指導者謝礼
(手話体験や、点字体験など講師料が必要なもの)

※講話・講演等の家庭向けや外部への案内印刷物などには、当助成金を使用されていることを明記してください。

例) 「府中市社会福祉協議会助成金使用」など。

②委託料

地域行事やイベントなどに参加するための物品輸送料
(楽器演奏ボランティアや地域イベントに参加。その際の運搬費)

③賃借料

福祉体験のための物品の賃借料
(車椅子レンタル料・ボッチャなどパラリンピック競技用品レンタル料)

④保険料

学校授業以外で生徒が自主的に参加する地域ボランティア活動のボランティア保険加入費(フードドライブなどのボランティア活動、自校以外での児童の登下校見守りボランティア参加、地域の方との園芸ボランティア活動)

⑤その他、相談による内容例

- ・学校で行う防災・災害教育に関するもの
(避難所開設・運営訓練に必要な資機材)
- ・地域住民、生徒の協働で活動する園芸活動
(植物種、園芸資材、花壇整備)

※上記()内の例にないものは個別に相談してください。

※購入した資機材には、当助成金を使用されていることを明記してください。

3 変更届について(執行金額、内容の変更)

助成金の執行計画について変更希望がある場合は所定の様式(様式1-3)に内容と理由を明記し、見積書などの根拠書類を添付しご提出ください。事務局にて審査のうえ、ご連絡いたします。変更届の申請は10月末日が期限です。

4 令和6年度実績報告について

- (1) 令和7年1月末日までに助成金使途及びボランティア活動の報告を行ってください。
(様式2-1、様式2-2、様式2-3)

当初計画や変更届と内容、金額の整合性がとれているかを確認します。以下の決まりを厳守して作成してください。

ア 講師謝礼、交通費について

謝礼については単価が分かることと、交通費は区間と金額が分かるよう学校長発

行の支払い証明にて報告が必要。

- イ 活動の詳細（様式 2-3）報告について
活動内容の説明及び活動の様子が分かる画像を入れる。
- ウ 助成金の残金について
未執行の助成金が発生する場合は 2 月末日までに事務局に現金で戻入する。
- エ 助成金の執行が 1 2 月末より後になる場合について
執行期限である令和 6 年 1 2 月末までの執行が行えない場合は事前に事務局へ連絡し確認をとってください。

問合せ先

社会福祉法人府中市社会福祉協議会 府中ボランティアセンター
〒183-0055 府中市府中町 1-30 ふれあい会館 2 階

TEL : 042-364-0088 FAX : 042-362-9090

メール : go.go.vc@fsyakyo.or.jp